

平成24年 3月19日

所管 総務局 行政部

件 名	堺市暴力団排除条例（案）の制定について
<p>経過・現状 政策課題</p>	<p>【経過・現状】 ○本市では、昭和62年に「堺市建設工事暴力団対策措置要綱」を制定、平成22年4月には同要綱を改正（「堺市暴力団等排除措置要綱」）し、本市が発注するあらゆる契約からの暴力団の介入排除を推進。 ○暴力団対策法（平成4年3月1日施行）のもと、警察の取り締まりが強化される中で、暴力団の潜在化、不透明化傾向がより顕著になる。 〔組織実態の隠蔽、資金源の多様化により、凶悪な犯罪や薬物犯罪に深く関与する等、依然として社会に不安と脅威を与え続ける存在〕 ○これまでの、「警察対暴力団」の構図から「社会対暴力団」へ転換を進め、社会ぐるみで暴力団の弱体化、壊滅を図る必要性が高まる。 ○平成22年4月の福岡県を皮切りに全国で条例化が進み、平成23年10月の東京都、沖縄県の施行により、47都道府県で条例が施行される。 ○全国の政令指定都市においても同様に条例化が進む（現在、福岡市、北九州市、神戸市、大阪市、相模原市で施行）。 【課題】 ○市として暴力団排除への取り組み姿勢を明確にする必要がある。 （大阪府においても、府内各市町村に条例化を求めている状況） ○大阪府では平成23年4月1日に条例が施行されているが、府の条例で適用されない部分がある。</p>
<p>対応方針 今後の取組 （案）</p>	<p>【対応方針】 ○府の条例を補完する条例を制定し、市、市民、事業者一体となった取組を推進する。 【条例に規定する主な内容】 1. 基本理念 2. 市・市民・事業者の責務 3. 市民、事業者への支援 4. 公共工事等からの暴力団の排除等 5. 公共工事等以外の市の事務事業からの暴力団の排除のための措置 6. 青少年の健全な育成を図るための措置 【今後のスケジュール】 3月26日～4月26日 パブリックコメントの実施 5月上旬 結果公表 5月議会への上程 10月1日 条例の施行（予定） ※議決を得られれば、条例施行規則を制定するほか、事務事業から暴力団を排除するための指針を策定のうえ、全庁的な取組を推進</p>
<p>効果の想定</p>	<p>市、市民、事業者一体となって暴力団排除の取組を進めることによる、暴力団のない、安全・安心なまちの実現</p>
<p>関係局との 政策連携</p>	<p>市民人権局（条例所管）、全局</p>

背景・全国的動向

○平成4年の暴力団対策法施行により、暴力団排除機運が高まるとともに、警察も厳しい取締りを実施。

暴力団の潜在化・不透明化の傾向が一層顕著となり、

- ・組織実態を隠蔽し、合法的な企業活動を装う
- ・資金源を多様化させつつ、凶悪な犯罪や薬物犯罪に深くかかわる

など、市民社会に紛れ込み、依然として社会に不安と脅威を与え続けている。

☆社会ぐるみで暴力団の弱体化、壊滅を図る必要性  
これまでの、

「警察」対「暴力団」の構図から「社会」対「暴力団」へ！

市民や企業にも暴力団との関係を絶つことを求めることを大きな特徴とする条例制定の動きが加速

○2010年（平成22年）4月1日、全国初となる条例が福岡県で施行。

○以後、全国の自治体で条例化が進み、2011年（平成23年）10月1日、東京都と沖縄県での施行により、47都道府県全てで条例が施行。

○政令市では、2010年（平成22年）7月1日に福岡市、北九州市で施行され、2011年（平成23年）4月1日に神戸市、9月1日に大阪市で施行、2012年（平成24年）1月1日に相模原市で、それぞれ施行（5市）。  
※横浜市は2012年（平成24年）4月1日施行予定

○川崎市、名古屋市、京都市、岡山市、広島市は平成24年第1回市議会に上程（5市）。

○千葉市も条例制定に向け、パブリックコメントを実施済（2012年【平成24年】1月15日～2月14日）

※本市では、「堺市暴力団等排除措置要綱」（平成22年4月施行）のもと、本市発注のあらゆる契約からの暴力団等の介入排除を実施・強化

大阪府暴力団排除条例について

○大阪府下の暴力団勢力2012年（平成24年）2月末現在  
大阪府警察HPより

組織数：270組織（うち、山口組240）  
勢力数：7,600人（うち、山口組6,300人）

○大阪府では、2011年（平成23年）4月1日に条例施行

○大阪府暴力団排除条例の基本理念

- 暴力団の排除「3ない運動」プラス1（ワ）
  - ・暴力団を恐れない
  - ・暴力団に対して資金を提供しない
  - ・暴力団を利用しない
- +
- ・暴力団事務所の存在を許さない

○大阪府暴力団排除条例における4本柱

■公共工事等からの暴力団の排除等

・大阪府における公共工事等、あらゆる契約から暴力団員及び暴力団と密接な関係を有する者を排除。

■暴力団員等に利益の供与をすることを禁止等

・暴力団員等へ「用心棒代」や「みかじめ料」を支払ったり、暴力団に協力する目的で利益の供与を行っている事業者に対して規制を行う。

■青少年の健全な育成を図るための措置

・府や青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識して、暴力団に加入せず、暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、指導や助言、その他適切な措置を講ずるよう努めることを規定。

・学校（幼稚園、大学を除く）、児童福祉施設等の施設から200m以内での暴力団事務所の新規開設及び運営を禁止し、違反行為については1年以下の懲役又は50万円以下の罰金。

■不動産の譲渡等に関する措置等

・何人も、暴力団事務所に使用されることを知って、不動産を譲渡し、又は貸付をすることを禁止。

本市における暴力団排除条例制定の必要性

○全国的動向の中で、市としての暴力団排除への取組姿勢を明確にする必要

○大阪府においても、府一体となって暴力団排除を図る観点から、府内市町村に条例化を求めている状況

○大阪府条例では適用されない部分の補完の必要性

○堺市マスタープランの7つの基本政策中、施策1「暮らしの確かな安全・安心を確保します」の推進

条例を制定し、市、市民、事業者一丸となった取組推進

暴力団のない、安全、安心なまちの実現

堺市暴力団排除条例（案）の概要

1. 基本理念（第3条関係）  
◎市・市民・事業者が相互に連携を図りながら、社会全体として暴力団排除を推進
2. 市・市民・事業者の責務（第4条、第5条関係）  
◎市…府、他市、大阪府暴力追放センター、市民・事業者と協力し、総合的な施策を実施  
◎市民、事業者…市の施策への協力、情報の市、警察への積極的な提供
3. 市民、事業者への支援（第6条関係）  
◎情報の提供、気運醸成に向けた広報・啓発活動を実施
4. 公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除等（第7条、第8条、第9条関係）  
◎入札参加の資格を与えない、また、入札に参加させない等、公共工事等からの暴力団の排除に関する措置を講じる  
◎暴力団の不当介入時における市への報告等
5. 公共工事等以外の市の事務事業からの暴力団の排除のための措置（第10条関係）  
◎市の全ての事務事業において、暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者について必要な措置を講じ、暴力団排除を図る
6. 青少年の健全な育成を図るための措置（第11条関係）  
◎青少年が暴力団の排除の重要性を認識して、暴力団に加入せず、また、暴力団員による犯罪の被害を受けないための指導や啓発が行われるよう、情報の提供等必要な支援を実施

- 条例制定にあわせ、条例施行規則や事務事業から暴力団を排除するための指針を制定・策定し、全庁的な取組を推進。
- 必要に応じ、各所属所管の規則、要綱の改正等を実施。  
(例：補助金交付規則、後援名義使用許可に関する基準など)

## 堺市暴力団排除条例（案）の概要

### ○条例制定の背景

市では、昭和62年に「堺市建設工事暴力団対策措置要綱」を制定し、建設工事からの暴力団の排除を実施してきました。平成22年4月には同要綱を改正し、市が発注するあらゆる契約から暴力団等の介入を排除するため、「堺市暴力団等排除措置要綱」を施行し、暴力団の排除に向けた取り組みを強化してきました。

しかしながら、最近の暴力団は組織実態を隠ぺいしながら、大規模再開発事業をはじめとする公共工事や企業活動に進出を図っているほか、金融、証券市場等を舞台に暗躍し様々な業界に共生者等を抱え、合法・非合法に資金獲得活動を活発化させています。

そうした中、大阪府では、平成23年4月より暴力団排除条例が施行されているところですが、市としても、安全で安心して暮らせるまちを実現するために、大阪府警察との密接な連携のもと、大阪府条例では排除できない部分を補完する条例を制定し、市・市民及び事業者が一体となって、反社会的勢力である暴力団の排除を推進しようとするものです。

### ○条例の目的（第1条関係）

本条例では、基本理念や市・市民・事業者の責務を明確にするとともに、暴力団排除のための必要事項等を定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、市民の安全・平穏な生活を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを、その目的とします。

### ○条例の主な内容

#### 1. 基本理念（第3条関係）

暴力団の排除は、暴力団が市の区域における事業活動及び市民の生活に不当な影響を与える存在であるという認識のもと、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本に、市、市民及び事業者が相互に連携を図りながら、社会全体として推進することとしています。

#### 2. 市、市民、事業者の責務

##### （1）市の責務（第4条関係）

市は、大阪府、他の市町村、大阪府暴力追放推進センター、市民、及び事業者と協力して、暴力団の排除に関する総合的な施策を実施することとします。

##### （2）市民、事業者の責務（第5条関係）

市民は、暴力団の排除について自主的に取り組むとともに、市が実施する暴力団の

排除に関する施策に協力するよう努めることとします。

事業者は、その事業に関し、暴力団との一切の関係を持たないよう努めるとともに、市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力することとします。

また、市民及び事業者は、暴力団の排除に資すると認められる情報を知った時は、市又は警察に対し積極的に提供するよう努めることとします。

### 3. 市の施策等

#### (1) 市民及び事業者に対する支援（第6条関係）

市は、市民及び事業者が、暴力団の排除のための活動について、相互に連携を図りながら主体的に取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し情報の提供その他の必要な支援を行うほか、暴力団の排除の気運を醸成する広報及び啓発を行うこととします。

#### (2) 公共工事や売払い等からの暴力団の排除（第7条、第8条関係）

市は、暴力団員又は暴力団密接関係者が、市の公共工事や売払い等契約の相手方や下請負人となることを許してはならないとし、入札に参加するために必要な資格を与えないほか、入札に参加させない、相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者であると認められた場合には、契約を解除するなど、必要な措置を講ずるものとします。

#### (3) 公共工事や売払い等に関する不当介入に係る報告等（第9条関係）

何人も、公共工事や売払い等において、暴力団を利することとなる不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為をしてはならないとします。

契約の相手方及び下請負人等は、公共工事や売払い等に係る契約の履行にあたって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに市に報告しなければならないとしています。

#### (4) その他の事務事業からの暴力団の排除（第10条関係）

公共工事や売払い等以外の市の事務事業においても、暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者について必要な措置を講じることにより、暴力団の排除を図るものとします。

#### (5) 青少年に対する指導等のための措置（第11条関係）

市は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識し、暴力団に加入しないため、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないための指導や啓発が、家庭をはじめ学校や地域、その他様々な場において必要に応じて行われるよう、情報の提供その他の必要な支援を行うものとします。

また、青少年の育成に携わる者は、青少年に対し、指導、助言その他適切な措置を講ずるよう努めるものとします。

## 堺市暴力団排除条例 (案)

## (目的)

第1条 この条例は、暴力団による不当な行為その他暴力団を利する行為を防止し、及びこれらにより、本市の事務若しくは事業、本市の区域における事業活動又は市民の生活に生ずる不当な影響を排除することその他の暴力団の排除に関し、基本理念を定め、本市、市民及び事業者の責務を明らかにするとともに、暴力団の排除のために必要な事項等を定めることにより、社会全体で暴力団の排除を推進し、もって市民生活の安全と平穏を確保するとともに、社会経済活動の健全な発展に寄与することを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (2) 暴力団員 法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。
- (3) 暴力団密接関係者 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして規則で定める者をいう。
- (4) 暴力団事務所 暴力団の活動の拠点である施設又は施設の区画された部分をいう。
- (5) 公共工事等 建設工事（建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事をいう。）の請負、役務の提供又は物品の供給に係る調達その他の調達のうち、本市が発注するもの
- (6) 売払い等 売買契約その他の契約に基づいて行われる本市の不動産又は物品の売払い又は貸付け

## (基本理念)

第3条 暴力団の排除は、暴力団が本市の区域における事業活動及び市民の生活に不当な影響を与える存在であることに鑑み、暴力団を恐れないこと、暴力団に対して資金を提供しないこと及び暴力団を利用しないことを基本とするとともに、暴力団事務所の存在を許さないこととして、本市、市民及び事業者が相互に連携を図りながら協力し、社会全体として推進されなければならない。

## (本市の責務)

第4条 本市は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、大阪府、他の市町村、法第32条の2第1項の規定により大阪府公安委員会から都道府県暴力追放運動推進センターとして指定を受けたものその他暴力団員による不当な行為の防止を目的とする団体、市民及び事業者と連携を図りながら暴力団の排除に関する総合的な施策を策定し、及び実施するものとする。

2 本市は、暴力団の排除に資すると認める情報を知ったときは、大阪府に対し、当該情報

を提供するものとする。

(市民及び事業者の責務)

第5条 市民は、基本理念にのっとり、相互に連携を図りながら主体的に暴力団の排除に取り組むとともに、本市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、基本理念にのっとり、その事業に関し、暴力団との一切の関係を持たないよう努めるとともに、本市が実施する暴力団の排除に関する施策に協力するものとする。

3 市民及び事業者は、基本理念にのっとり、暴力団の排除に資すると認められる情報を本市又は大阪府警察に対し積極的に提供するよう努めるものとする。

(市民及び事業者に対する支援等)

第6条 本市は、市民及び事業者が相互に連携を図りながら暴力団事務所が運営されないようにするための活動その他の暴力団の排除のための活動に主体的に取り組むことができるよう、市民及び事業者に対し、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

2 本市は、市民及び事業者が暴力団の排除の重要性についての理解を深めるとともに、相互に連携を図りながら暴力団の排除のための活動に主体的に取り組むことができるよう、暴力団の排除の気運を醸成する広報及び啓発を行うものとする。

(公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除)

第7条 本市は、暴力団員及び暴力団密接関係者が公共工事等及び売払い等の契約の相手方(以下「契約相手方」という。)及び次に掲げる者(以下「下請負人等」という。)となることを許してはならないものとする。

(1) 下請負人(公共工事等に係る全ての請負人又は受託者(契約相手方を除く。))をいい、第二次以下の下請契約又は再委託契約の当事者を含む。以下同じ。)

(2) 契約相手方又は下請負人と公共工事等に係る資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結する者(下請負人に該当する者を除く。)

(公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除に関する措置)

第8条 市長は、前条の趣旨を踏まえ、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者に対し、公共工事等及び売払い等に係る入札に参加するために必要な資格(以下この項において「入札参加資格」という。)を与えないこと。

(2) 入札参加資格を有すると認めた者(以下この項において「有資格者」という。)が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該有資格者を公共工事等及び売払い等に係る入札に参加させないこと。

(3) 有資格者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、必要に応じ、その旨を公表すること。

(4) 入札参加資格の登録を正当な理由がなく辞退し、かつ、当該登録を辞退した日から1年を経過しない者であって、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められるものに対する前号に掲げる措置に準ずる措置

- (5) 暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められる者を契約相手方としないこと。
- (6) 公共工事等及び売払い等の契約相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、当該公共工事等及び売払い等の契約を解除すること。
- (7) 公共工事等及び売払い等の下請負人等が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認められた場合には、契約相手方に対して当該下請負人等との契約の解除を求めること。
- (8) 前号の場合において、契約相手方がその下請負人等との契約の解除の求めを拒否したときは、契約相手方とのその公共工事等及び売払い等の契約を解除すること。
- (9) 前各号に掲げるもののほか、公共工事等及び売払い等からの暴力団の排除を図るために必要な措置

2 市長は、前項各号（第3号を除く。）に掲げる措置を講ずるために必要があると認めるときは、契約相手方及び下請負人等に対し、これらの者が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書の提出及び必要な事項の報告等を求めることができる。

3 市長は、前項の誓約書を提出した者が暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると認めるときは、その旨を公表することができる。

（公共工事等及び売払い等に関する不当介入に係る報告等）

第9条 何人も、公共工事等及び売払い等において、暴力団を利することとなるような社会通念上不当な要求又は契約の適正な履行を妨げる行為（以下「不当介入」という。）をしてはならない。

2 契約相手方及び下請負人等は、公共工事等及び売払い等に係る契約の履行に当たって暴力団員又は暴力団密接関係者による不当介入を受けたときは、速やかに本市に報告しなければならない。

（本市の事務及び事業からの暴力団の排除）

第10条 本市は、前3条に規定するもののほか、その行う事務又は事業によって暴力団を利することとならないよう、暴力団員又は暴力団密接関係者について必要な措置を講ずること等により、本市の事務及び事業からの暴力団の排除を図るものとする。

（青少年に対する指導等のための措置）

第11条 本市は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識して、暴力団に加入しないため、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないための指導又は啓発が、家庭、学校、地域、職域その他の様々な場において、必要に応じて行われるよう、情報の提供その他必要な支援を行うものとする。

2 青少年の育成に携わる者は、青少年が暴力団の排除の重要性を認識して、暴力団に加入しないよう、及び暴力団員による犯罪の被害を受けないよう、青少年に対し、指導し、助言し、その他適切な措置を講ずるよう努めるものとする。

（勧告及び公表）

第12条 市長は、正当な理由がなく第9条第2項の規定による報告をしなかったと認められるときは、規則で定めるところにより、当該報告をしなかった者に対し、必要な指導又は勧

告をすることができる。

- 2 市長は、前項の勧告を受けた者が故意に不当介入を容認し、かつ、当該勧告に従わなかったときは、その旨、勧告の内容、当該勧告を受けた者の氏名又は名称その他規則で定める事項を公表することができる。
- 3 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ当該公表に係る勧告を受けた者にその理由を通知し、意見を述べる機会を与えるものとする。

(個人情報の収集及び提供)

第13条 堺市個人情報保護条例(平成14年条例第38号)第2条第2号に規定する実施機関は、この条例に基づき暴力団の排除を図るため、実施機関が定めるところにより、本人又は本人以外の者から必要な個人情報(同条第1号に規定する個人情報をいう。以下同じ。)を収集することができる。

- 2 実施機関は、この条例に基づき暴力団の排除を図るために必要があると認めるときは、実施機関が定めるところにより、前項の規定により収集した個人情報を大阪府警察本部長に提供するものとする。

(委任)

第14条 この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

## 附 則

この条例は、平成〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。